

質疑に対する回答書

案 件 名	蒸気式食器消毒保管機賃貸借（長期継続契約）
1. 仕様書【その他】(6)に記載の通り、賃貸借期間満了後は無償譲渡のため、当社からの固定資産税の納税義務はないという認識でよろしいでしょうか。	<u>回答⇒ご認識のとおり、受注者に納税義務はございません。</u>
2. 賃貸借契約書及び約款の案を事前に頂くことは可能でしょうか。また、リース会社指定の契約書の使用は可能でしょうか。	<u>回答⇒本町の契約書（案）及び約款について別添のとおりです。</u> <u>受注者指定の契約書は使用不可となります。</u>
3. 長南町財務規則第147条3項に基づき、契約保証金の免除を申請したいのですが、資料は落札後のご提出という認識でよろしいでしょうか。	<u>回答⇒落札後、契約締結前までにご提出いただくこととなります。</u>
4. 仕様書【その他】(5)に記載の通り、賃貸借料金は当月分翌月末のお支払いという認識でよろしいでしょうか。	<u>回答⇒ご認識のとおりです。</u>
5. 入札金額は総額の税抜か月額の税抜どちらでしょうか。	<u>回答⇒総額の税抜となります。</u>
6. 令和8年度以降、予算が確保されずこの契約が解除となった時、賃貸人に損害が生じた場合、貸借人に対して損害賠償（残賃貸借料相当）を求めるることは可能でしょうか。	<u>回答⇒別添約款第29条第3項に基づき、可能となります。</u>
7. 世界情勢の影響等・当社の責によらない事情により、製品の生産・供給が遅れる等の場合、賃貸借期間の変更等の協議は可能でしょうか。	<u>回答⇒別添約款第30条に基づき協議可能です。</u> <u>変更の可否については、協議のうえ決定します。</u>
8. インボイス対応において、要件を満たす適格請求書は必要でしょうか。	<u>回答⇒不要です。</u>